

「消費税軽減税率制度」説明会

軽減税率は小売店だけの問題ではない！？
すべての事業者に関係している ことを知っていますか？

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に変わり同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の問題は、食料品や新聞などを取り扱う小売店だけの問題ではなく、すべての事業者に対応が求められます。たとえば、食料品を販売していなくても、会議や福利厚生費・交際費などの名目で軽減税率の対象品目を購入することがあるはずです。このため必然的に業種・業務に関係なくすべての事業者が軽減税率制度に合致した経費処理が求められることになります。

軽減税率制度の開始は目前に迫っています！ご不明な点がございましたら、この機会に是非説明会へご参加下さい。



日 時：9月4日（水）13：00～14：00

場 所：金谷コミュニティセンター（富津市金谷 2197-18）

講 師：木更津税務署 法人課税第一部門 岡崎 美穂 氏

内 容：軽減税率制度、レジ補助金について、質疑応答

受講料：無料

定 員：20名

お申込：下記申込書に必要事項を記入の上8月28日（水）までに
商工会にFAXあるいは電話にてお申し込み下さい。

主 催：富津市商工会 ☎0439-65-3591

富津市商工会 FAX 0439-80-5013

※切り取らずにFAXしてください。

「消費税軽減税率制度」説明会〔9月4日（水）〕 参加申込書

事業者名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			